

愛媛県立医療技術大学 新型コロナウイルス感染症に対するBCP

令和2年12月21日改訂

| 警戒レベル | 判断基準(※1) | | | | 授業の実施方針 | 実習の実施方針 | 学生団体の活動、サークル活動の実施方針 | 研究活動実施方針 | 出張及び移動の方針(※6) | 教職員の業務遂行方針 | 会議実施方針 | 学外者の入構方針(※6) | 学内施設を利用したイベント実施方針 |
|-----------|------------|--|---|---|---|--|--|---|---|--|--|--|---------------------------|
| | 愛媛県の基準(※2) | 自治体等の対応 | 感染状況 | | | | | | | | | | |
| | | | 学内 | 学外 | | | | | | | | | |
| 5 | | 大学施設に使用停止要請があった場合、又は大学に対する休業要請があった場合 | 本学の学生や教職員に多数の感染者が出現し、学内で複数のクラスターが発生している場合 | | 全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。 | 全ての実習を中止する。 | 学生団体・サークル等の課外活動(遠征・合宿等を含む)を禁止する。 | 研究継続及び危険回避に関する研究活動のみを実施する。 | 全ての移動を原則禁止 | 危機対策本部長が特に必要と認めたと記した者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めたと記した教職員 | 遠隔会議又はメール会議のみ実施する。 | 入構を禁止する。 | 全て禁止する。 |
| 4 | | 緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定されて外出自粛要請があり、多くの業種に休業要請がある場合 | 本学の学生や教職員に複数の感染者が出現し、学内で感染の連鎖が疑われる場合 | | 全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。 | 全ての実習を中止する。 | 学生団体・サークル等の課外活動(遠征・合宿等を含む)を禁止する。 | 教職員の学内施設(実験室・共同利用施設等)の使用を禁止する。全ての学生の登校を禁止し学生は自宅にて研究を実施する。 | 出張は原則禁止 | 危機対策本部長が特に必要と認めたと記した者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めたと記した教職員 | 遠隔会議又はメール会議のみ実施する。 | 入構を禁止する。 | 全て禁止する。 |
| 3 | | 緊急事態宣言地域に指定されている場合 | 本学の学生や教職員に感染者が出現し、学内で感染拡大の恐れがある場合 | 県内で1日当たり新規感染者数(※5)が増加傾向にあり、感染拡大のおそれがある場合 | | 原則として、全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。ただし、危機対策本部長が認める特例的な授業を除く。 | 原則として全ての実習を中止する。 | 学生団体・サークル等の課外活動(遠征・合宿等を含む)を禁止する。 | 教職員は緊急性のある必要不可欠な場合のみ、学内施設が利用できる。学生は自宅にて研究を実施する。 | 県外(本学が指定する地域)への不要・不急の出張は原則禁止 | ①教員、研究員等:教育・研究の継続に必要な最小限の人員のみ出勤可とする。 ②①以外の者:業務の優先度を精査して実施するとともに交代制勤務・テレワーク等を積極的に活用する。 | 遠隔会議又はメール会議のみ実施する。ただし、危機対策本部長が認める特例的な会議を除く。 | 入構を禁止する。 |
| 2 | | 何らかの行動要請がある場合 | 本学の学生や教職員に感染者が出現したが、学内で感染拡大の恐れがない場合 | 県内で1日当たり新規感染者数(※5)が数人まで増加傾向が見られず、困り込みが進んでいる場合 | 感染防御対策を徹底しながら対面授業を実施する。ただし、遠隔授業についても併用する。 | 実習先が受入可としている学外実習のみ実施し、それ以外は学内実習を行う。 | 感染防御対策を徹底しながら、学生団体・サークル等の課外活動を段階的に実施することができる。ただし、原則として遠征・合宿等は禁止する。 | 教職員は必要な研究を実施する。学生はできる限り自宅にて研究を実施する。ただし、感染防御に十分配慮しつつ学内施設を利用することができる。 | 県外(本学が指定する地域)への不要・不急の出張は原則禁止 | 感染防御に配慮しつつ、業務を精査して実施する。所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤可とする。 | 遠隔会議又はメール会議を積極的に実施する。ただし、感染防御に配慮しつつ対面型会議を実施することができる。 | 感染防御に配慮しつつ、非常勤講師等の入構、学外者の図書館利用や本学主催行事への参加は可能とする。(ただし県外(緊急事態宣言地域等)からの入構者については危機対策本部長の許可を必要とする。) | 危機対策本部長が認めた場合は実施することができる。 |
| 1 | | なし | 本学の学生や教職員に感染者が出現したが、学内で感染拡大の恐れがない場合 | 県内で感染拡大がほぼ収束した状態 | 感染防御に配慮しつつ、対面授業を実施する。ただし、可能な範囲で遠隔授業を活用する。 | 実習先が受入可としている学外実習のみ実施し、それ以外は学内実習を行う。 | 感染防御に配慮しつつ、学生団体・サークル等の課外活動を実施する。 | 感染防御に配慮しつつ、平常どおりに研究を実施する。 | 県外(本学が指定する地域)への不要・不急の出張は原則禁止 | 感染防御に配慮しつつ、平常どおりにとする。 | 遠隔会議又はメール会議を積極的に実施する。ただし、感染防御に配慮しつつ対面型会議を実施することができる。 | 感染防御に配慮しつつ、平常どおりにとする。(ただし県外(緊急事態宣言地域等)からの入構者については危機対策本部長の許可を必要とする。) | 感染防御に配慮しつつ、平常どおりにとする。 |
| 0 (平常) | なし | なし | なし | 終息宣言が出された場合 | 平常どおりにとする。 | 平常どおりにとする。 | 平常どおりにとする。 | 平常どおりにとする。 | 平常どおりにとする。 | 平常どおりにとする。 | 平常どおりにとする。 | 平常どおりにとする。 | 平常どおりにとする。 |

※1 ステージが各判断基準で異なる場合は原則上位のステージ判断とするが、県内、学内の感染状況の現状や動向により総合的に判断する。

※2 愛媛県の「感染第二波への対戦戦略」による。

※3 以下の3つの指標を全て満たせば「感染警戒期」から「感染縮小期」へ移行
①2週間、新たな感染事例発生なし
②入院患者数おおむね10人未満
③愛媛県が緊急事態宣言対象区域から除外

※4 以下の4つの指標のうち、1つでも当てはまれば「感染縮小期」から「感染警戒期」へ移行
①連続する2週間で、同一市町内、感染経路不明な感染者が4事例発生
②1週間のPCR検査における陽性判定率10%超
③入院患者数おおむね30人以上が2日連続
④近隣県が「特定警戒都道府県」に指定

※5 1日当たり新規感染者数は過去1週間の平均新規患者数

※6 本学が指定する地域とは緊急事態宣言が発令されている都道府県のほか、「直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人以上」の都道府県をいう。